

香芝市告示第50号

香芝市広告掲載要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）の保有資産及び市長が管理する他の資産（以下「市有資産」という。）を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

イ 市の広報印刷物

ロ 市のホームページ

ハ 市の財産

ニ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害のおそれがあるもの

(4) 政治的中立性を欠くもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 宗教団体による布教の推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるものの

(7) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの

(8) 個人又は法人の名刺広告

(9) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

(10) 市の推進している施策に反するもの

(11) ギャンブルに関するもの又はギャンブルを奨励する内容のもの

(12) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

- イ 誇大な表現、誤認を招くような表現及び根拠のない表示
 - ロ 労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令を遵守しない人材募集
 - ハ 責任の所在及び広告の内容が明確でないもの
 - ニ 国、地方公共団体その他公共の機関が広告主又はその商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現
- (13) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- イ 水着姿及び裸の状態等で広告内容に表示する必然性が認められないもの
 - ロ 残酷な描写等、善良な風俗に反するようなもの
 - ハ 暴力又はわいせつ性を連想及び想起させるようなもの
 - ニ 青少年の身体、精神、教育等に有害なもの
- (14) その他広告掲載を行う広告として不適当であると市長が認めるもの（規制業種又は事業者）

第4条 次の各号に定める業種及び事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により、風俗営業とされる業種及び風俗営業に類似の業種
 - (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の規定により、貸金業とされる業種
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は再生手続中の事業者
 - (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う事業者
 - (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者
 - (6) 興信所又は探偵事務所等
 - (7) 行政機関からの行政指導を受け、それに対し改善を行わない事業者
 - (8) 税を滞納している事業者
- （ホームページの広告の掲載基準）

第5条 ホームページの広告においては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの要綱を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、この要綱その他市の定める広告に関する規程に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者にあっせん又は紹介しているホームページの広告

は、掲載しない。

(広告掲載の方法等)

第6条 各所属課長は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあつては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定める。

(審査機関)

第7条 掲載する広告の可否を審査するため、香芝市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第8条 審査会は、副市長、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、会計管理者、議会事務局長、教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長の職にある者をもって組織する。

(会長)

第9条 審査会に会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を統括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、会長が必要に応じて招集する。

2 審査会の議長は、会長をもって充てる。

3 審査会の会議は、第8条に規定する者の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、それぞれの広告媒体を所管する課の長を審査会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6 会長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。

(広告代理店への業務委託)

第12条 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第13条 市長は、広告掲載した物品等の寄贈の申入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条各号及び第4条各号のいずれにも該当しないと認められるときは、寄贈を受けることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。